

スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの

フォローアップ会議運営要領

平成 27 年 9 月 24 日
改訂 令和 2 年 10 月 20 日
フォローアップ会議申合せ

(フォローアップ会議の運営)

第 1 条 スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（以下「フォローアップ会議」という。）の議事の手続その他フォローアップ会議の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

(フォローアップ会議の招集)

第 2 条 フォローアップ会議は座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、情報通信機器を利用して会議を開催することができる。

3 座長は、フォローアップ会議を招集すべき日時が決まり次第、座長が適当と認める方法により、遅滞なく公表する。

(議長)

第 3 条 座長は、フォローアップ会議の議長となり、議事を整理する。2 座長に事故があるときは、あらかじめその指名するメンバーが、座長代理として議事を整理する。

(意見の聴取)

第 4 条 座長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(フォローアップ会議の公開)

第 5 条 フォローアップ会議は公開とする。

2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、座長が定める。

(議事録の作成及び公表)

第 6 条 フォローアップ会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。

(フォローアップ会議の資料の公表)

第 7 条 フォローアップ会議の資料は、公表するものとする。

(雑則)

第 8 条 この運営要領に定めるもののほか、フォローアップ会議に関し必要な事項は、座長が定める。